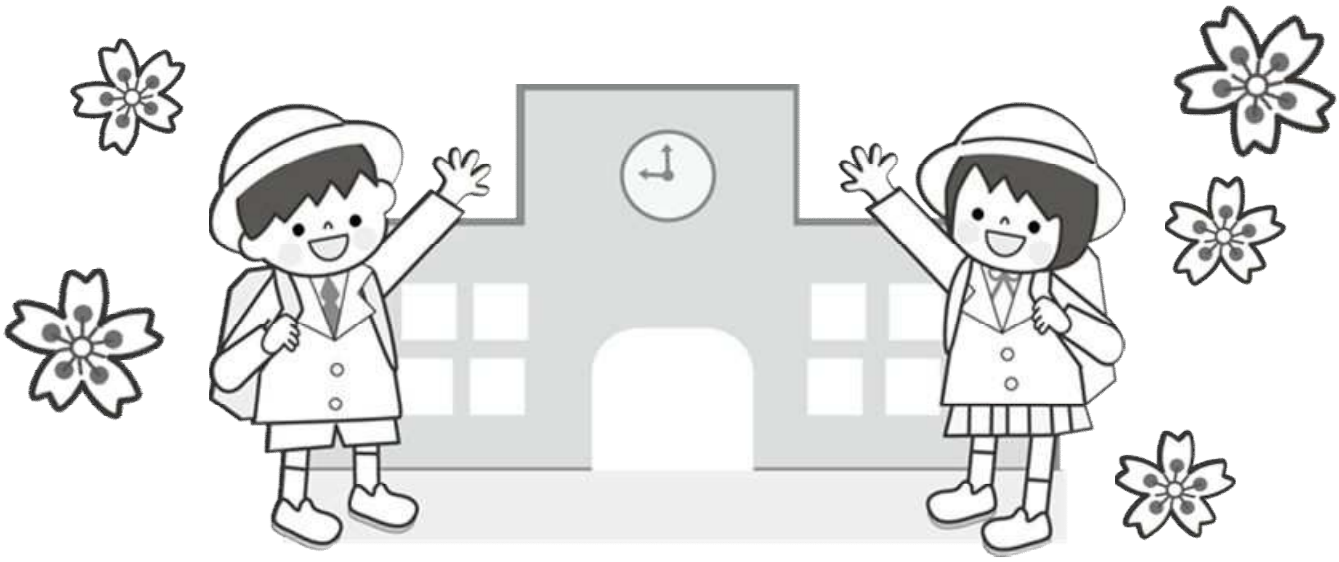
2027年度（令和9年度）
日田市放課後児童クラブ
利用資格審査申請のしおり



【受付期間・受付時間】

第1次受付：2026年（令和8年）12月1日（火） ～ 12月28日（月）
第2次受付：2027年（令和9年） 2月1日（月） ～ 2月27日（土）
随時受付　：第2次受付分の決定後 ～
（日・祝日・年末年始を除く）
平日：午後2時～6時 、 土曜日：午前8時～午後6時
※ただし、臨時的に閉所している日や時間帯もあります。

○ クラブの利用を希望されるすべての方に利用資格審査の申請が必要となります。

○ 利用資格審査は、クラブ利用資格の適否を審査するものであり、クラブの入会を決定するものではありません。

○ 随時受付期間中に申請する場合は、原則、利用希望月の前月の15日（15日が日・祝日の場合はその直前の平日）までに申請が必要です。

○ クラブの受け入れ状況によっては、利用できないことがあります。

【提出場所】

利用を希望する放課後児童クラブ

【問い合わせ先】

日田市 こども事業課 こどもサービス係　　電話 0973-22-8401

目　　次

1．放課後児童クラブとは …… 1ページ

（1）目的
（2）運営
（3）運営費用
（4）開所日・閉所日
（5）開所時間
（6）利用料（保護者負担金）
（7）放課後児童クラブ一覧

2．利用開始までの流れ …… 3ページ

3．利用資格審査について …… 4ページ

（1）利用資格審査の対象
（2）利用資格審査申請書の配布・受付
（3）利用資格審査の内容
（4）審査の結果

4．利用資格審査基準 …… 5ページ

5．利用資格審査に必要な書類 …… 6ページ

6．クラブの利用にあたっての留意事項 …… 7ページ

7．保護者負担金助成事業について …… 8ページ

1．放課後児童クラブとは

（1）目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び健全育成上指導を要する児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室又は専用施設等に放課後児童支援員を配置し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。

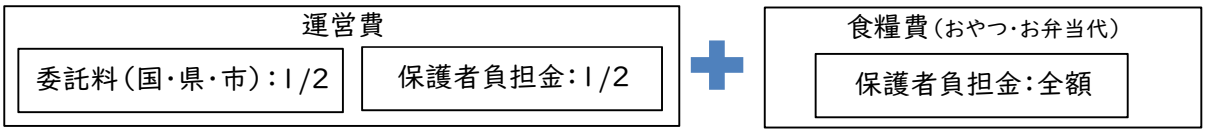
（2）運営

放課後児童クラブは、保護者の自主的な協力により開設され、開設後は長年、保護者を中心とした運営委員会による運営を行ってきました。

日田市では、令和5年度より、運営における保護者の負担を軽減するため、運営主体の見直しを行い、令和6年11月から「一般財団法人日田市公民館運営事業団」による一括運営をスタートしており、令和8年4月からは市内全ての放課後児童クラブが一括運営に加わり、一元化した運営を行っています。

（3）運営費用

市からの委託料（国・県の補助金を含む）と放課後児童クラブ利用料（保護者負担金）が主な運営費用となります。



（4）開所日・閉所日

開　所　日　：　月曜日～土曜日（年間250日以上）

閉　所　日　：　日曜日、祝日、お盆、年末年始

※大雨等の災害や、インフルエンザ等の感染症の流行により、小学校が休校となった場合は閉所となります。

（5）開所時間

平　　日　：　午後2時　～　午後6時

土　曜　日　：　午前8時　～　午後6時

長期休業　：　午前8時　～　午後6時

※開所時間はクラブによって異なる場合があります。

市ホームページ
（児童クラブ一覧）

（6）利用料（保護者負担金）

児童1人につき、おおむね月5,000円程度

長期休業（夏季）は、児童1人につき、おおむね15,000円程度

※利用料はクラブによって異なります。料金の詳細はそれぞれのクラブへお問い合わせください。

※おやつ代やお弁当代などの食糧費は全額利用者負担となります。

≪一括委託運営クラブの料金設定について≫

令和8年4月からの料金については、運営委員や保護者の皆さまの意見を踏まえ、市と公民館運営事業団において適切な統一料金とさせていただいています。

令和9年度の料金については、利用資格審査結果の際にお知らせする予定です。

なお、令和8年度は、物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減を図る観点から、利用料の軽減に取り組んでいます。

(7)放課後児童クラブ一覧

〇2026年(令和8年)11月現在、18小学校区で26の放課後児童クラブを開設しています。

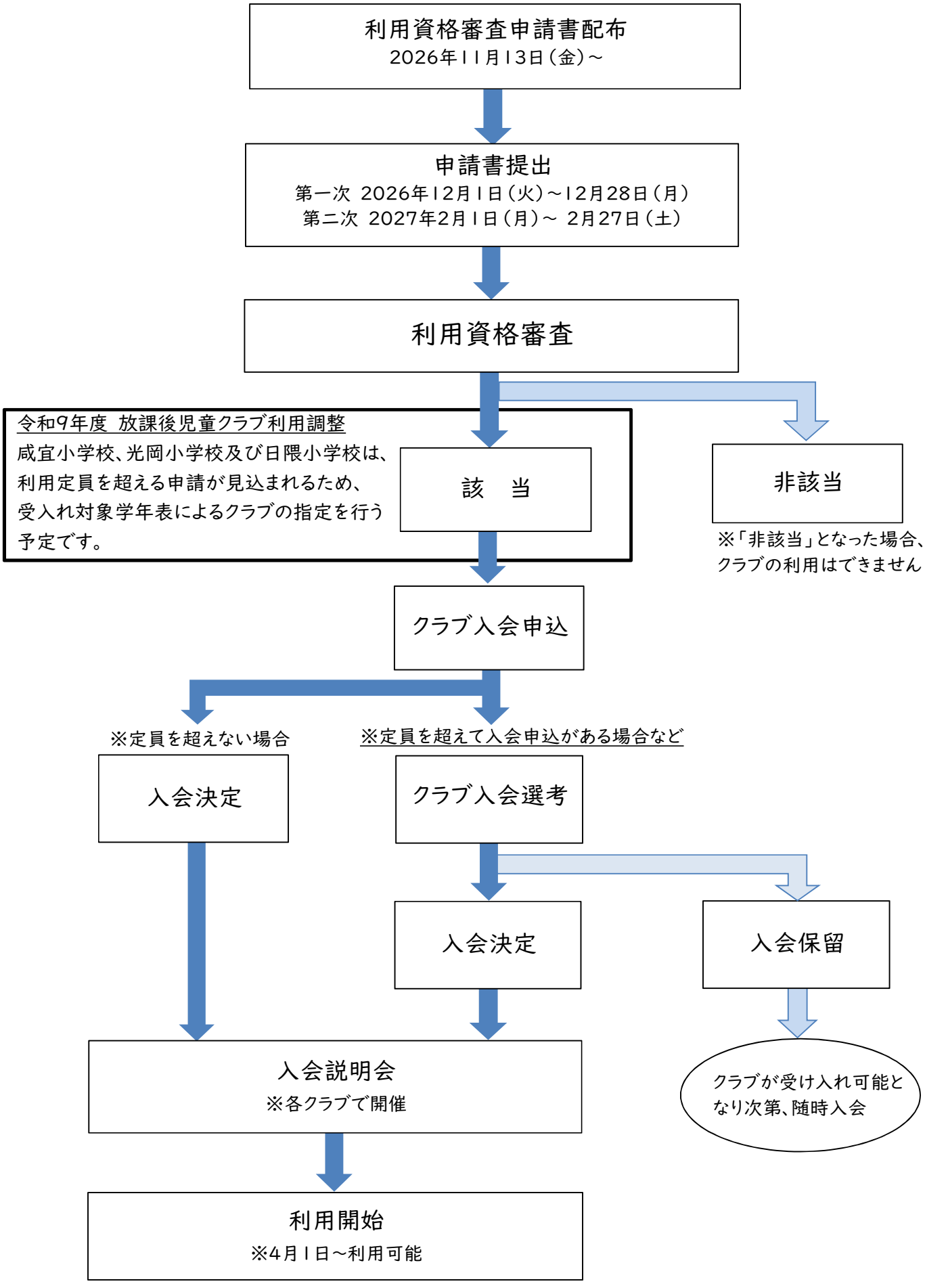
〇原則として、放課後児童クラブの利用は対象の小学校区内での利用に限られます。

〇長期休業期間のみの利用希望で、対象の小学校区内のクラブに空きがない場合は、別の校区のクラブを利用できる場合があります。(要相談)

〇咸宜小、光岡小及び日隈小は、利用定員を超える申請が見込まれるため、受入れ対象学年表によるクラブの指定を行う予定です。

No.	名　称	所　在　地	連 絡 先	対象小学校区
1	咸宜放課後児童クラブ	淡窓1丁目5-13 咸宜小学校屋内運動場専用施設	090-1435-5235	咸宜小学校
2	KT放課後児童クラブ	三本松1丁目8-46 寿通り商店街振興組合 KTセンター2階	090-1993-0053	
3	けいりん第1放課後児童クラブ	上城内町2-35 桂林小学校内専用施設	090-1435-5371	桂林小学校
4	けいりん第2放課後児童クラブ	上城内町2-35 桂林小学校内余裕教室	090-8652-6284	
5	三和放課後児童クラブ	清水町1187 三和小学校内専用施設	090-8652-6404	三和小学校
6	高瀬放課後児童クラブ	誠和町781-2 高瀬小学校屋内運動場専用施設	090-8652-6727	高瀬小学校
7	光岡第1放課後児童クラブ	北友田1丁目1133-2 光岡小学校内専用施設	090-8652-6970	光岡小学校
8	光岡第2放課後児童クラブ	北友田1丁目1133-2 光岡小学校内余裕教室	090-8652-7071	
9	光岡第3放課後児童クラブ	北友田3丁目2531-57 光岡こども園	070-7891-6791	
10	ひのくま放課後児童クラブ	日ノ隈町578-1 日隈小学校内余裕教室	090-1993-0576	日隈小学校
11	わかみや放課後児童クラブ	若宮町2-15 若宮小学校内余裕教室	080-8959-2382	若宮小学校
12	みよし放課後児童クラブ	下井手町940 三芳小学校屋内運動場専用施設	090-8652-7110	三芳小学校
13	大明放課後児童クラブ	大肥本町1701 大明小中学校内専用施設	080-8959-2383	大明小学校
14	あさひ放課後児童クラブ	朝日町936-1 朝日小学校内余裕教室	090-1436-4564	朝日小学校
15	石井放課後児童クラブ	石井町二丁目478 石井小学校内余裕教室	090-1436-4854	石井小学校
16	有田っ子クラブ	諸留町2687-1 有田小学校内屋内運動場専用施設	090-1436-4891	有田小学校
17	有田っ子クラブ(分室)	諸留町2687-1 有田小学校内余裕教室	070-7891-6792	
18	ひたっ子第1放課後児童クラブ	三本松2丁目3-1	090-1459-5014	咸宜小学校
19	ひたっ子第2放課後児童クラブ	旧日田玖珠地域産業振興センター3階	090-1640-0236	日隈小学校
20	ひたっ子第3放課後児童クラブ	三本松2丁目3-1 旧日田玖珠地域産業振興センター2階	070-7891-6790	光岡小学校
21	まえつえ放課後児童クラブ	前津江町大野2179-3 前津江柔剣道場	090-1459-5176	前津江小学校
22	つえ放課後児童クラブ	中津江村栃野4341 津江小中学校内専用施設	080-8959-2384	津江小学校
23	とうけい児童クラブ	天瀬町馬原4011-1 東渓小学校屋内運動場ミーティングルーム	090-1459-5336	東渓小学校
24	いつま放課後児童クラブ	天瀬町五馬市2040 いつま小学校内専用施設	080-8959-2385	いつま小学校
25	大山っ子クラブ	大山町西大山3610-1 大山総合福祉センター	080-8959-2381	大山小学校
26	小野っ子クラブ (※春夏冬休み限定で開所)	鈴連町900-3 小野公民館	080-8959-3686	小野小学校

2. 利用開始までの流れ


利用資格審査申請書配布
2026年11月13日（金）～
申請書提出
第一次 2026年12月1日（火）～12月28日（月）
第二次 2027年2月1日（月）～ 2月27日（土）
利用資格審査
令和9年度 放課後児童クラブ利用調整
咸宜小学校、光岡小学校及び日隈小学校は、利用定員を超える申請が見込まれるため、受入れ対象学年表によるクラブの指定を行う予定です。
該 当
非該当
※「非該当」となった場合、クラブの利用はできません
クラブ入会申込
※定員を超えない場合
※定員を超えて入会申込がある場合など
入会決定
クラブ入会選考
入会決定
入会保留
入会説明会
※各クラブで開催
クラブが受け入れ可能となり次第、随時入会
利用開始
※4月1日～利用可能

3. 利用資格審査について

（1）利用資格審査の対象
日田市内の小学校に在学する小学校1年生から6年生までのクラブの利用を希望する児童

（2）利用資格審査申請書の配布・受付
下記期間に、申請書と各種必要証明書等を提出してください。
長期休業期間のみの利用希望の方も、第1次受付期間に申請書を提出してください。

①当初受付
配布場所 ： 日田市役所こども事業課・各放課後児童クラブ
第1次 ： 2026年12月1日（火） ～ 2026年12月28日（月）
第2次 ： 2027年 2月1日（月） ～ 2027年 2月27日（土）
提出先 ： 利用を希望する放課後児童クラブ

②随時受付
配布場所 ： 日田市役所こども事業課・各放課後児童クラブ
受付期間 ： 第2次受付分の決定後 ～
※原則、利用希望月の前月の15日（15日が日・祝日の場合はその直前の平日）まで
提出先 ： 利用を希望する放課後児童クラブ

（3）利用資格審査の内容
〇利用資格審査では、クラブの利用を希望する児童の保護者が、P5の『利用資格審査基準』に該当するか審査します。

〇利用資格審査において、児童や保護者の状況等について、市の保有する個人情報及びその他必要な情報を収集することがあります。

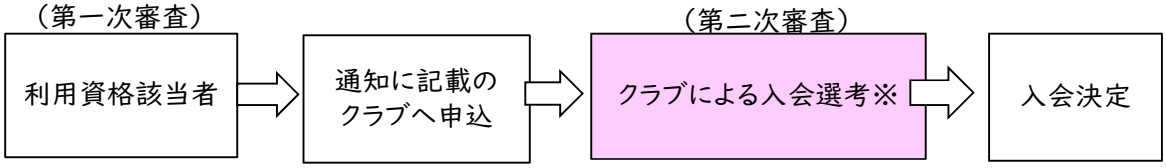
〇利用資格審査において、申請内容を再確認させていただく場合や、提出された書類の記載内容について関係者に実態調査を行う場合があります。

〇利用資格審査において、必要書類が未提出の場合や申請事項に虚偽があった場合は、利用資格が非該当になる場合があります。

〇利用資格審査の有効期間は最長で年度末までです。次年度も継続して利用を希望する場合は、更新が必要となります。

（4）審査の結果
利用資格審査の結果（該当・非該当）は、申請児童の保護者宛てに郵送でお送りします。

〈利用資格審査「該当」の場合〉
『利用資格審査結果通知書』が届き次第、「通知に記載のクラブ」へ入会の申込みをしてください。
入会の申込み方法は、クラブごとに異なる場合があるため、必ず『利用資格審査結果通知書』に同封している文書で確認してください。
※利用資格該当者でも、クラブの受入状況によっては入所できない場合があります。（下図参照）



※事業団クラブによる選考は、放課後児童支援員の数及びクラブの定員等を考慮して決定されます。

〈利用資格「非該当」の場合〉
利用資格審査の結果、利用資格審査基準に該当しておりませんので、クラブの利用はできません。
ただし、就労状況の変更等で、利用資格審査基準を満たすようになった場合は、再度申請をしてください。

4. 利用資格審査基準

クラブの利用を希望する児童の保護者が、下記の『利用資格審査基準』に該当する場合、利用資格「該当」となります。
※年度途中で利用資格審査基準が変更となった場合は速やかに市こども事業課に届け出てください。
※利用資格審査基準に該当しなくなった場合は、利用資格取り消しとなります。

区分	内容	有効期間（最長）
就 労 （家庭内外労働）	児童の保護者の就労後の帰宅時間が午後2時を過ぎる場合で、以下のいずれかの要件を満たす場合 ①就労日数が、週3日以上（日曜日を除く）ある場合 ②就労日数が、月12日以上ある場合	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで
育児休業	育児休業期間中の場合 ※利用資格は就労の要件に準じて判断します	市長が認める期間
妊娠・出産	児童の保護者が出産又は出産前後の場合	出産予定月とその前後3ヶ月間の合計7ヶ月間。
疾病・障がい	児童の保護者が疾病、負傷、心身に障がい等がある場合	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで
介護・看護	児童の同居する家庭に介護や看護が必要な人がおり、保護者がその介護や看護にあたる場合 ※介護、看護を必要とする方が、施設や病院等に入所、入院している場合、利用資格はありません	
就 学 （職業訓練校等）	児童の保護者の就学後の帰宅時間が午後2時を過ぎる場合で、以下のいずれかの要件を満たす場合 ①就学日数が、週3日以上（日曜日を除く）ある場合 ②就学日数が、月12日以上ある場合	
求職活動	既にクラブを利用している児童の保護者が、求職活動（起業準備を含む）を行う場合 ※新規申請者で求職活動を理由として申込みをされた場合、利用資格はありません	求職活動開始日（退職日）から90日を経過する日が属する月の末日まで
災害復旧	火災や風水害、地震などによる災害の復旧にあたる場合	市長が認める期間
虐待等	虐待やDVのおそれがある場合	
その他	上記以外に類する状態の場合は、こども事業課までご相談ください	

※長期休業中のみの利用については、就労（就学）時間が1日4時間以上ある場合で、就労（就学）日数が週3日以上（日曜日を除く）ある場合または月12日以上ある場合には、利用資格該当となります。

5. 利用資格審査に必要な書類

〇利用資格審査申請書のほか、保護者1名につき以下の書類が添付書類として必要になります。

〇同一世帯で2名以上の児童の申請をされる場合、添付書類は児童1名分で構いません。ただし、利用資格審査申請書は児童全員分必要です。

〇きょうだい児のこども園等の申請で、各種証明書を市こども事業課に提出されている場合は、こども園等の申請で確認しますので、新たに提出する必要はありません。

〇申請児童に障がいがある場合は、児童の障害者手帳等の写しをご提出ください。

〇教育委員会へ指定校変更の手続きを行っている場合は、許可証の写しをご提出ください。ただし、指定校変更の事由が、**昼間留守家庭として指定されている場合は、原則、利用資格の事由には当たりません。**

〇利用資格審査申請書と必要書類は、提出期限までに指定された場所へ提出してください。
（提出場所：利用を希望する放課後児童クラブ）

事　由	必要書類	備　　考
就　労 育児休業	・就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
妊娠・出産	・証明書兼届出書 ・母子手帳の写し	母子手帳の写し（表紙の氏名と出産予定日又は出産日が記載された部分）
疾病・障がい	・証明書兼届出書 ・障害者手帳等の写し	医療機関等による証明又は障害者手帳等の写しを添付してください。
介護・看護	・証明書兼届出書	介護・看護の内容を詳しく記入してください。
就　学	・証明書兼届出書 ・在学証明書等	在学証明書又は、学校長の証明をもらってください。
求職活動	・求職活動状況申告書兼誓約書	ハローワークカード・求人票等の求職中であることが証明できる書類を添付してください。
災害復旧 虐待等 その他	・市こども事業課にご相談ください。	

☆必要書類の様式は、市こども事業課又は各放課後児童クラブに置いてあります。
☆様式は、市ホームページからダウンロードすることもできます。
※年度途中で利用資格審査基準が変更となった場合は速やかに市こども事業課に届け出てください。

6．クラブの利用にあたっての留意事項

（1）クラブの利用にあたって

〇放課後児童クラブの利用は、保護者の送迎が原則です。お子様の安全のため、申請書に記入された「送迎者」以外の方による送迎はできません。

〇「送迎者」に未成年（18才未満）のきょうだい児等を指定することはできません。

〇バスやタクシー等を利用しての児童だけでの来所・帰宅は、原則できません。

〇スポーツクラブ等の習い事への送り出しは、事前の申し出により可能ですが、送り出し後の事故等には市やクラブは一切の責任を負いません。

〇塾や習い事等で一度クラブを退室した場合は、同日中にクラブに再登室できませんのでご注意ください。（「中抜け」は不可）

〇申請書の内容によっては、お子様を安全にお預かりするため、入会前にクラブが面談を行う場合があります。

〇利用形態や内容が変更になった際は、クラブに届出を行ってください。

〇クラブを休会・退会する際は、クラブに届出を行ってください。

〇その他、各クラブの運営規定やルールに従って、利用してください。

≪コドモンについて≫



日田市内の放課後児童クラブでは、「コドモン」という保護者連絡アプリを導入しています。
入会説明会の際に、登録に関するご案内がありますので、案内に従ってアプリのダウンロードをお願いいたします。

アプリのダウンロードおよび使用に料金は発生しません。

☆コドモンでできること

- 保護者からクラブへの連絡（欠席・その他）
- クラブからのお知らせ配信
- お子様の入退室の確認
- その他

7. 保護者負担金助成事業について

放課後児童クラブを利用する家庭の経済的支援を目的に、低所得世帯の保護者負担金の助成を行います。

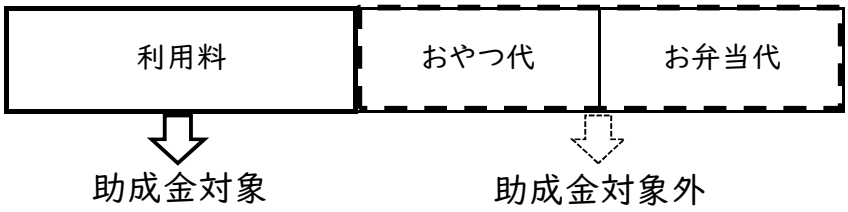
（1）助成対象者

① 生活保護を受給している世帯	② 児童扶養手当を受給している世帯
③ 就学援助を受給している世帯	④ 市町村民税が非課税の世帯

（2）助成金基準

児童の属する世帯の 階層区分	保護者負担月額 4,000円以上のクラブ	保護者負担金月額 4,000円未満のクラブ
①に該当する世帯	4,000円	保護者負担月額
②③④に該当する世帯	2,000円	保護者負担月額の2分の1

※助成の対象となる保護者負担金について
保護者負担金の助成の対象となるのは、利用料のみです。
おやつ代やお弁当代等の食糧費は全額利用者負担となり、助成金の対象となりません。



※令和8年度は、物価高騰の影響を受けている
保護者の負担軽減を図る観点から、利用料の軽減に取り組んでいます。

（3）手続き

○申請
助成金の支給を受けるには、申請書の提出が必要です。
・ 提出書類：日田市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給申請書
・ 申請に必要なもの：振込先を確認できる通帳等の写し
・ 受付窓口：市こども事業課又は振興局
（利用資格審査申請書と一緒に提出することも可能です。）
・ 助成対象期間：申請日の属する月以降の保護者負担金が助成の対象となります。
※ 助成の要件①～③の手続きや申請時期の都合上、要件の該当が確定していない段階でも手続きをする予定であれば、申請することができます。
ただし、保護者負担金の未納がある場合、助成を受けることができません。

（電子申請はこちら）

○助成方法
・ 保護者負担金を一旦クラブへ納入していただいた後に、償還払いの方法によって、助成金を指定の口座へ振り込みます。
・ 口座への振込みは、4月～8月分を10月に、9月～2月分を4月に、3月分を5月に振り込む予定です。

○助成金額等の決定通知
・ 助成対象となる保護者には、助成金を振り込む月に、交付決定通知を送付し、助成金額と振込み予定日をお知らせします。